

営繕工事関係図書の簡素化の実施について

本市では、営繕工事関係図書の簡素化を図るため、令和3年4月1日以降に契約したもののから次のとおり実施することとしました。

下記の工事関係図書等については、条件を満たすことにより提出不要とします。

	工事関係図書等	条件
1	工事材料搬入報告書	工事写真・搬入の旨を記載した工事打合せ簿・納品書のコピーのいずれかを提出する場合。
2	産業廃棄物管理票（マニフェスト）	マニフェストを提示した場合。 ただし、受注者で保管し、発注者の求めがあれば提示すること。 建設産業廃棄物処理実績集計表は、提出すること。
3	工事日報の監督員、現場代理人及び主任・監理技術者等の押印	工事日報表紙を提出した場合。